

佐賀県告示第 114 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成 30 年 3 月 16 日から平成 30 年 4 月 16 日まで佐賀県県土整備部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 30 年 3 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
県道 黒川松島線	伊万里市松島町字一本松 988 番地先から 伊万里市松島町字搦 648 番 1 地先まで	後	42.3 ~ 22.0	610.0
	伊万里市松島町字一本松 988 番地先から 伊万里市松島町字搦 647 番 1 地先まで	前	70.8 ~ 22.0	610.0